

特集

地域で安心して生活するためのお手伝い  
「まもりーぶ事業と生活福祉資金貸付制度」

社会福祉協議会では高齢者や障害者等の一人ひとりの基本的人権を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等のサービスを提供する日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）と、経済的な支援が必要な世帯に対して自立に向けた生活福祉資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度を実施

身近なサービスで権利擁護  
「まもりーぶ事業」

まもりーぶ事業とは

日常生活自立支援事業は、地域で日常生活を送る上で、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等に不安をお持ちの方に、利用者との契約に基づき、地域で安心して自立した生活を送るための支援を行う仕組みのひとつです。この事業は平成11年10月から、各都道府県社会福祉協議会を実施主体として「地域福祉権利擁護事業」の名称で開始されました。

宮城県では県民から公募した「守る」という言葉と、信じるという意味の英語「ビリーブ」を組

み合せた、「まもりーぶ」の愛称で定着しています。

事業内容の拡充に向けて

「地域福祉権利擁護事業」としてスタートした本事業は、平成14年度に対象者の範囲が拡大され、認知症の診断を受けていない方や療育手帳が無い方、病院に入院している方や施設に入所している方でも利用が可能となりました。

平成19年度には「日常生活自立支援事業」と名称が変更され、支援内容についても、従来の①福祉サービスの利用に関する援助②利用者の日常的な金銭管理サービス③書類等の預かりサービスの3つに加え、「定期的な訪問による生活変化の察知」が重要な機能とし

て新たに追加されました。これは、直接のサービスを提供する生活支援員の活動と相まって、地域に根ざした顔の見える支援を担う体制として明確に位置付けられたことによりです。

まだまだ増える利用者に対応して

事業開始からこれまでに533人の方と契約を行い、本年9月末現在で363人の方に継続して支援を行っています。今後も高齢者が増え、施設を出て地域で生活する障害者の増加も見込まれ、新たなニーズが生じるほか、高齢者や障害者を狙った悪徳商法の被害や、多重債務等の問題による潜在

的なニーズへの対応も必要となるでしょう。日常生活を送る上で支援の必要な方々が、地域から孤立することのないような体制の整備が緊急の課題であり、まもりーぶ事業は増え続けるニーズに対してよりタイムリーに、よりきめ細やかな支援

まもりーぶ利用料金

基本料金	700円/月
サービス料金	500円/30分
お預かりサービス(貸金庫利用者のみ)	300円/月
サービス提供に係る旅費	お手伝いのための走行距離に応じた料金

基本料金とお預かり料金は毎月かかる。サービス料金は、生活支援員がサービスを提供した時にかかる料金。サービス料金とその旅費は、申請手続きにより「生活保護世帯」は全額が、「市町村住民税非課税者」は半額が免除になる場合がある。詳しい旅費の料金はお問い合わせください。

を行うシステム作りに取り組んでいます。

「生活福祉資金貸付制度」で自立した生活を

生活福祉資金貸付制度とは

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯の経済的自立支援、及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とした公的な貸付制度です。

従来の福祉資金や修学資金等の貸付のほかに、平成13年度から離職者支援資金、同15年度からは長期生活支援資金という新しい資金制度が増え、時代のニーズに対応してきました。また、今年度からは、要保護世帯向け長期生活支援資金制度(※1)が始まり、本県も9月から実施しています。

地域福祉の推進に向けて

さらに近年は「入院・入所から地域へ」という施策の大きな流れのなか、地域福祉サービスの一環として、経済的ニーズを有する方に対し、必要な費用を確保するという点で有

効な制度として位置づけられています。その大きな特徴は、単なるお金の貸付ではなく「支援付きの貸付制度」として、世帯の自立に向けた、民生委員をはじめとする地域の社会福祉協議会による継続的な支援のほか、必要に応じて他の関係機関と連携して支援を行うことです。

相互の制度を連携させて

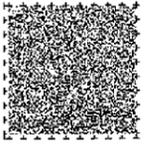
一方で都市化が進み核家族が増えるなか、地域での密接な関わりが薄れつつある現在では、「顔の見える関係」を保つことが今後の課題となっています。社会福祉協議会では、まもりーぶ事業による金銭管理を通じた相談援助活動と、生活福祉資金の貸付による支援を行っています。この二つの事業の連携は、社協の特徴を活かした地域生活を支える支援の両翼として、今後ますますその役割が期待されています。

※1 要保護世帯向け長期生活支援資金制度  
本制度を利用しなければ、生活保護の受給を要する福祉事務所が認められた高齢者世帯で、一定の居住用不動産を所有している場合に、その不動産を担保に生活資金を貸し付ける制度。現在すでに生活保護を受給しているも、居住する家屋、土地の評価が一定以上ある場合は、先に本制度を利用することとされている。

生活福祉資金の種類・内容

資金種類	貸付対象			資金の内容	貸付限度額	
	低	障	高			
更生資金	生業費	●	●	事業を継続するために必要な資金	低所得世帯 2,800,000円	
	技能習得費	●	●	仕事に必要な知識・技能習得に必要な資金	低所得世帯 1,100,000円 ※2	
福祉資金	福祉費	●	●	出産・葬儀・転宅等一時的にかかる費用	500,000円	但し、住宅資金は2,500,000円
	障害者等福祉用具購入費	●	●	福祉機器の購入費用		1,200,000円
	障害者自動車購入費	●	●	障害者が日常的に利用するための車購入費用		2,000,000円
	中国残留邦人等国民年金追納費	●	●	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費		4,704,000円
修学資金	修学費	●	●	低所得世帯に属する者が学校教育法に定める学校に入学・進学するための資金	高等学校 月額35,000円	
	就学支度費	●	●	入学に際し必要な資金	高等専門学校 月額60,000円	
療養介護資金	療養費	●	●	療養期間又は介護・障害者サービスを受ける期間が1年以内	短期大学(専修学校専門課程を含む) 月額60,000円	
	介護費	●	●	療養期間又は介護・障害者サービスを受ける期間が1年6月以内	大学 月額65,000円	
災害援護資金		●	●	災害を受けたことによる困窮から自立更生のために必要な経費	500,000円	
離職者支援資金		●	●	失業により生活の維持が困難な世帯に対する生活資金	単身世帯 月額100,000円	12月以内
		●	●		2人以上の世帯 月額200,000円	12月以内
長期生活支援資金		●	●	高齢者世帯の方に対する不動産を担保とした生活資金	不動産評価額の7割の範囲内で月額30万円以内	
要保護世帯向け長期生活支援資金		●	●		生活扶助基準額の1.5倍以内	

※2 知識・技能を習得する期間が6月以上3年以内の場合は、6月を超える期間について月額150,000円以内加算。  
※3 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯。  
※4 世帯の構成員が65歳以上であること、借入申込者単独所有の土地、建物があること。



【お問い合わせ先】  
宮城県社会福祉協議会  
〒980-0014  
仙台市青葉区本町3-7-4(宮城県社会福祉会館内)  
★まもりーぶ事業  
みやぎ地域福祉サポートセンター  
TEL 022(212)3388  
★生活福祉資金貸付制度  
生活資金係 TEL 022(225)8478